説明資料 ④

令和8年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

互助組合に係る手続等について

一般財団法人広島県教育職員互助組合

互助組合に係る手続等について

１　退会給付金

２　退職後の互助制度

退職に伴う手続

この度の退職に伴い、互助組合は一旦『退会』となります。

全員

１　退会給付金の請求

～退職時に『県』の互助組合に加入している方は、必ず行っていただく手続です～

希望者

２　退職後の互助制度への加入

～退職後の状況に応じて、次のいずれかの互助制度に加入することができます～

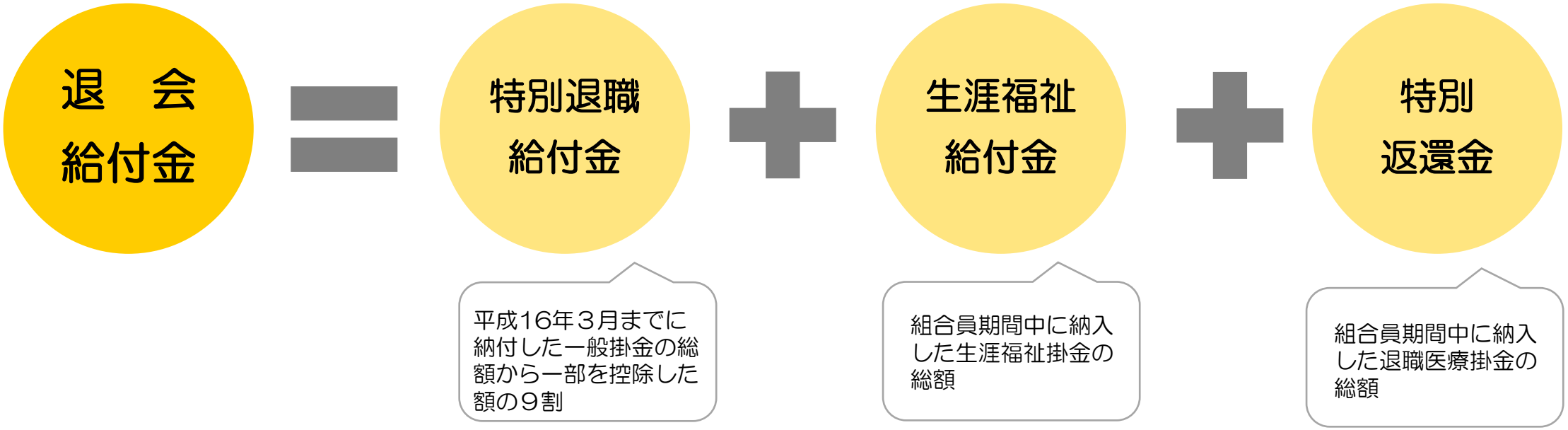
① **退職医療制度** ▶ 医療費の補助事業等を実施している退職後の互助制度

② **現職制度** ▶ 現在加入いただいている現職者の互助制度（要件を満たす場合）

1　退会給付金

退職（互助組合員の資格喪失）に伴い、<u>組合員からの請求により給付される給付金</u>

次の３つの給付金を併せて給付します。



対象者	①　共済組合員等番号が全て数字の方（県費） ②　共済組合員等番号の頭文字がＰの方（広島市費） ③　共済組合員等番号の頭文字がＺの方（その他） ※　<u>広島市費の方は、平成29年度以降も県の互助組合へ加入している方のみ対象</u>

１（１）　退会給付金の請求手続

（運営規則第５条第３項関係）

記入例

㊎　退会給付金請求書

組合員名	互助　太郎						年齢	所属名	広島小学校		
共済組合員等番号	6	5	4	3	2	1	62　歳	所属コード	1	2	3	4	5
互助組合退会理由	☑退職 □異動（異動先：　　） □死亡 □その他（理由：　　）						退職年月日 （異動年月日）		令和 9 年 3 月 31 日		
受取口座（1又は2に○印）	1　既に届出（現職時に届出）の給付金受取口座を指定する　※通帳のコピーは不要です。										
	2　次の口座を指定する　※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。										
	金融機関コード				本・支店番号			科目	口座番号		
	金融機関名				本・支店名			普通			

特別退職給付金、特別返還金及び生涯福祉給付金を請求します。
なお、退職医療組合員となる場合に限り、この給付金を基準掛金に充当することを承諾します。

令和 9 年 3 月 31 日

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様

請求者　住　所　（〒 765 － 4321 ）

広島市中区互助町１丁目２－３

（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ｺﾞｼｮ　ﾀﾛｳ
氏　名　互助　太郎　　（続柄：　　）

電話番号　（ 082 ）　123 － 4567

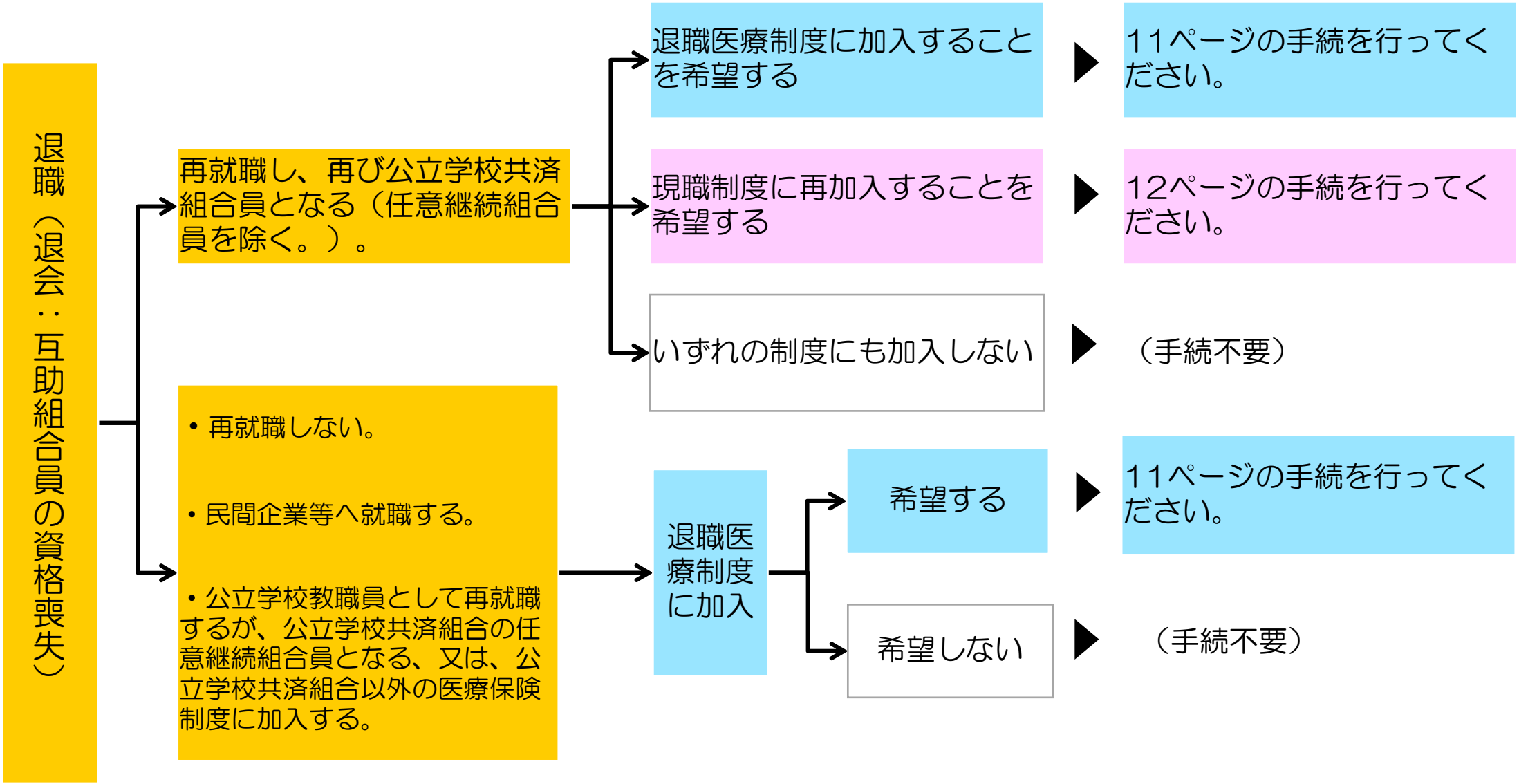
※　次の方は、**提出不要**です。（退会給付金に係る掛金を徴収していないため）
①県費負担職員のうち、任用期間に定めのある方：**臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員**
②市町費等職員のうち、短時間勤務職員：**公立学校共済組合員等番号の１桁目がＬ又はＱの方**

請求方法	「退会給付金請求書」を記入し、互助組合へ提出 ※　新たに口座を指定する場合は、 給付金受取口座の通帳のコピーを添付（裏面に糊付け）
注意事項等	○退職後に、引き続き再任用職員等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。 ○退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。 ○受取口座について、既に届出の給付金受取口座を指定する場合は、添付書類は不要です。 新たに口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。 ※　４月30日までに請求書の受付処理が終了した方は、５月末に送金します。 なお、４月30日を過ぎて受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

請求書の書き方等は、詳細版資料６～７ページをご覧ください。

※　様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

≪参考≫退職後の互助制度への加入について



2①　退職医療制度

● 退職を迎える互助組合員の皆様へ ●

退職後の医療費（外来・入院の負担）も　人間ドックも　安心！

～退職医療制度に加入しませんか～

退職後も互助組合の「退職医療制度」がサポート！

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を軽減する療養補助金の給付を中心に、人間ドックの助成など、皆様の退職後の生活をサポートする互助組合独自の制度です。

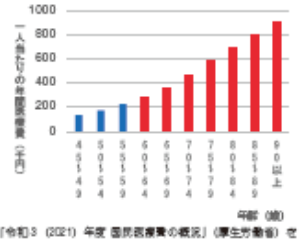
退職後に直面すること

・収入が大きく減少します
・退職後は現職中に受けられていた福利厚生がなくなります

（病院や薬局の受診・調剤の際に受けられた医療給付、人間ドックの費用助成など）

一方で
・70歳になるまで医療費の自己負担割合は現職時と同じです(注)
・医療費は年齢が上がると右肩上がりに…

（参考）



「令和3（2021）年度 国民医療費の概況」（厚生労働省）を加工して作成

退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の2割を満70歳に達した年度末まで給付します！

《療養補助金》
（例）公的医療保険診療にかかる総額1万円（10割分）、患者負担3割（3千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付
※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

(注) 医療費の自己負担割合は、69歳まで3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上1割

民間の医療保険にはない医療補助でサポート！

退職医療制度の療養補助金は、入院だけでなく公的医療保険適用の日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、民間の医療保険にはない制度です！

また、加入時の疾病等の有無を問いませんので、退職時に互助組合員の方ならどなたでも加入できます。

❶

その他の事業は一生涯を通して利用できます！

入院助成金

1年度60日分上限



引き続き7日以上入院したとき、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回

1日人間ドックの自己負担額が3分の2程度に抑えられます



互助組合が募集する人間ドックの健診料のうち12,000円を助成。

【健診機関】
広島市に7か所、福山市・三次市・東広島市に各2か所、呉市・三原市・尾道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶祝金



長寿年齢に達したときに、お祝い金10,000円(注)を給付

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入期間に応じた金額を遺族に給付

(注) 令和7年4月以降

退職医療制度への加入方法は？

○加入資格…退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員
○加入申込…退職後30日以内に「⑤退職医療組合員申出書」に、給付金受取口座の通帳コピーを付けて互助組合に提出。
※退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方（共済組合員等番号が数字のみの方、P又はZから始まる番号の方）は「⑥退会給付金請求書」と併せて提出してください。
○掛　　金…退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額を一括納入（下表参照）

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000	66	328,000
46	1,666,000	53	1,134,000	60	675,000	67	269,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000	68	212,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000	69	156,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000		
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000		
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000		

※注意事項
・各事業の補助金・給付金は、所定の請求書による組合員の方の請求に基づき給付します。
・加入後の退会はできません（納入された掛金の返金もできません。）。

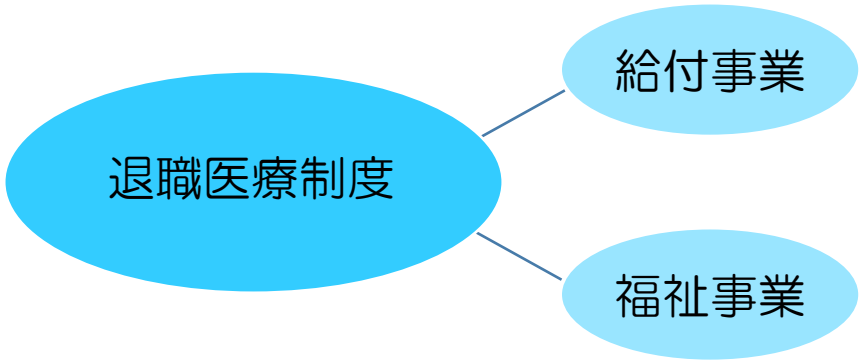
問合せ先
一般財団法人広島県教育職員互助組合　(082) 228-1386

❷

別紙リーフレットを
ご覧ください。

２　①退職医療制度

退職医療制度とは、互助組合の組合員であった方の退職後の生活をサポートする制度です。



・療養補助金（医療給付）
・慶祝金
・死亡弔慰金

・１日人間ドック助成
・入院助成金
・広報誌
・健康記念

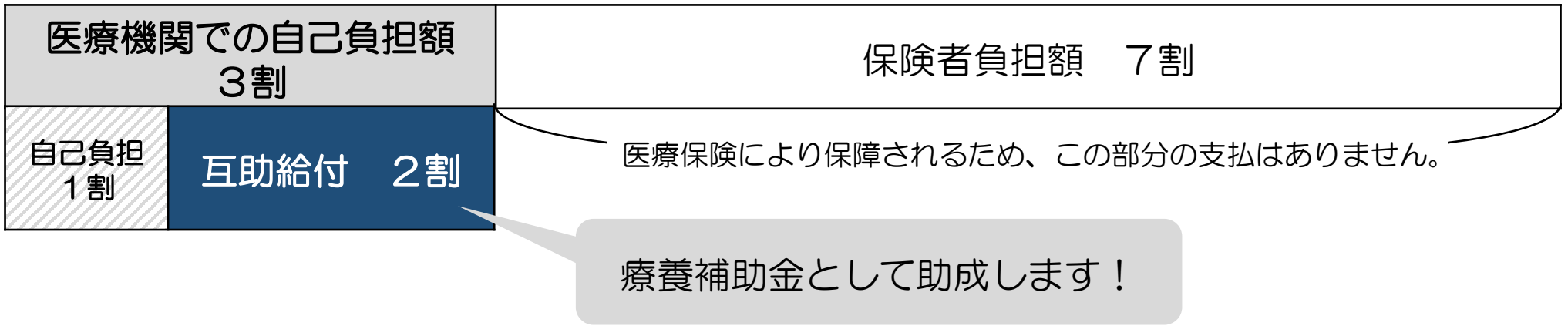
※　事業の詳細は別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」を参照してください。

加　入　資　格	退職するまで互助組合員で、退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が45歳以上である方
利　用　期　間	終身　※　療養補助金（医療給付）は、70歳に達した日の属する年度末まで
掛　　金	加入時に一括納入　※　退会給付金を掛金に充当
給　付　方　法	各請求書での請求により、２か月に1回、届出口座に振込
注　意　事　項	加入後の退会不可（納入掛金の返金不可）

２　①退職医療制度　療養補助金

退職医療制度の中心事業

病院や薬局等にかかったときに、自己負担した医療費（公的医療保険適用）総額の２割を、満70歳に達した年度末まで給付します！





※　月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に それぞれ63,600 円を上限に給付

※　自己負担額が医療費総額の２割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

※　高額療養費など公的医療保険からの給付を除く実質的な自己負担額に基づいて給付します。

※　事業の詳細は別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」を参照してください。

2①　退職医療制度

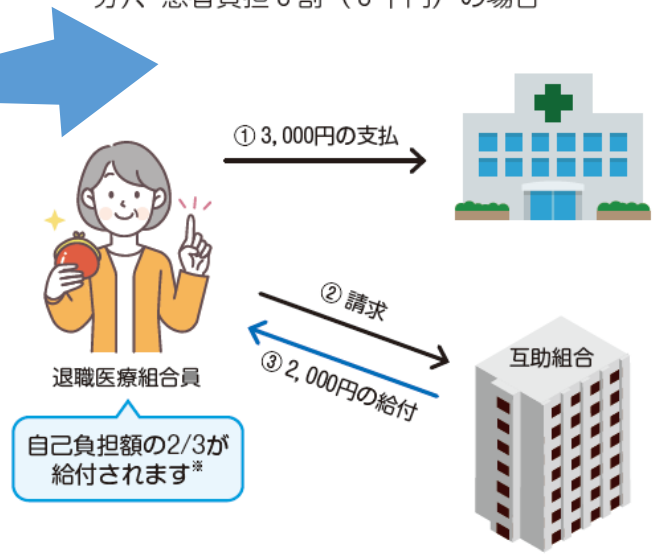


退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の２割を満70歳に達した年度末まで給付します！

≪療養補助金≫

（例）公的医療保険診療にかかる総額１万円（10割分）、患者負担３割（３千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付

※自己負担額が医療費総額の２割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

別紙リーフレットをご覧ください。

退職医療組合員　互助太郎さんの例（令和8年9月）

【窓口での負担額】

A内科/3,000円、B薬局/3,300円

C整形外科（8回受診）/7,200円（8回分の計）、B薬局/2,100円

D歯科（3回受診）/8,400円（3回分の計）

合計24,000円

↓

退職医療請求

【退職医療制度・療養補助金】

A内科分　　：3,000円×2/3＝2,000円

B薬局分　　：（3,300＋2,100）×2/3＝3,600円

C整形外科分：7,200円×2/3＝4,800円

D歯科分　　：8,400円×2/3＝5,600円

退職医療給付　合計16,000円

最終自己負担額：24,000円－16,000円＝**8,000円**

2　①退職医療制度　加入手続

第２条関係

（互）退職医療組合員申出書

記入例

下記のとおり、互助組合退職医療制度に加入することを申し出ます。
一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様

令和 9 年 3 月 31 日

（互）	退職医療組合員番号	退職医療組合員制度加入年月日	退職時の所属コード・共済組合員等番号	
		令和　年　月　日	所属コード	12345
			共済組合員等番号	654321

加入者	氏名	性別	生年月日		退職日翌日の満年齢
	カナ　ゴジョ　タロウ	（男）・女	昭和	39 年 10 月 1 日	62 歳
	漢字　互助　太郎				

住所

〒 765 － 4321

広島県広島市中区互助町１丁目２－３

電話番号

082 - 123 - 4567　（携帯番号可）※連絡がつく番号を記入してください。

給付金の送金先（１又は２に○印）

1　既に届出（現職時に届出）の給付金口座を指定する　※通帳のコピーは不要です。

②　次の口座を指定する　※必ず、加入者ご本人名義の口座を記入してください。
※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。

金融機関コード	本・支店番号	科目	口座番号
0 1 6 9	0 0 8	普通	7 6 5 4 3 2 1
金融機関名	本・支店名		
広島銀行	県庁支店		

（注）
・太枠の中を記入してください。
・［　　］の部分は記入しないでください。
・加入する場合は、年齢に応じた基準掛金を払い込むことが必要です。
・この申出書は、「退会給付金請求書」と併せてご提出ください。（退会給付金の給付対象者のみ）

※　給付金の送金先は、振込手数料の都合上、広島銀行の指定にご協力ください。

期限を過ぎたら加入できません。

加入申込方法	退職日の翌日から起算して30日以内に、 「退職医療組合員申出書」を記入し、互助組合へ提出 ※　新たに口座を指定する場合は、 給付金受取口座の通帳コピーを添付（裏面に糊付け） **（令和８年度末退職の場合、令和９年４月30日（金）必着）**
掛金納入	○退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金額（別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」参照）を加入時に一括納入。
注意事項等	○現職制度との二重加入はできません。 ※　共済組合員等番号が数字のみ、頭文字がＰ又はＺの方は、基準掛金に充当するため退会給付金請求書と併せて提出してください。

申出書の書き方等は、詳細版資料17～18ページをご覧ください。

※　様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

２　②現職制度への再加入の手続方法

記入例

短時間勤務会計年度任用職員

任期付職員
臨時的任用職員
再任用（ﾌﾙﾀｲﾑ）
等、有期職員

（組合員規則第３条関係）

㊒加入申込書

ふりがな 組合員氏名	ごじょ　たろう 互助　太郎						所属所名	広島小学校			
共済組合員等番号	5	4	3	2	1	K	所属ｺｰﾄﾞ	1	2	3	4	5
現　住　所	〒 765 － 4321 広島市中区互助町１丁目２－３										
加入年月日 （共済組合員資格取得年月日）	令和 9 年 4 月 1 日						任用種別 1　任期付職員 2　臨時的任用職員 ③　再任用フルタイム職員 4　その他（　　）				
生年月日	Ⓢ・H　○ 年 ○ 月 ○ 日										

上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様
令和 9 年 4 月 5 日

職名　教諭
氏名　互助　太郎

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。
令和 9 年 4 月 7 日

所属長　職名　校長
氏名　広島　教子

注１）提出期限：加入年月日（共済組合員資格取得日）から起算して 20 日以内（必着）
注２）貸付事業及びリフレッシュ給付金は対象外となります。
注３）退職医療制度加入者は、加入できません。

御自身の任用形態に合った申込書を選んでください

加入申込	任用開始日から起算して20日以内に、 「加入申込書」を記入し、 互助組合へ所属を通して提出 （令和９年４月１日任用開始の場合、令和９年４月20日（火）必着）
加入資格	○退職後に新たに公立学校共済組合員の資格を取得した者 ※　広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ再加入できます。 ※　任意継続組合員は、対象外です。
注意事項等	○退職後、同じ所属で勤務する場合でも、任用形態が変更となるため、加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。 ○退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

期限を過ぎたら
加入できません。

申込書の書き方等は、詳細版資料20～21ページをご覧ください。

※　様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

給付金の受取口座についてのお願い

令和９年９月末日までは、現在御利用中の登録口座の解約や名義変更をしないようにお願いします。

※　解約や名義変更をする場合は、必ず互助組合へ連絡してください。

医療給付金等が、退職日の４～５か月後に振り込まれることがあります。